

外国会社の金で日本にねがる代表者の退任公告
当社の金で日本にねがる代表者である廣瀬典彦が退任するに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十一年十一月十九日

東京都港区虎ノ門五丁目四番一〇号仙和山

アーロー・カスルス1101号室
ARROW ASIA SHIPBROKERS LIMITED

日本ビルヂング表層 廣瀬 典彦

限定期承認公告

本籍三重県四日市市川原町七八五番地、最後の住所三重県四日市市東日野二丁目六番一號

被相続人 死 増子 憲夫

右被相続人は平成三十一年九月十九日死亡し、その相続人は平成三十一年十二月四日津家庭裁判所四日市支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成三十一年十一月十九日

千葉県佐倉市宮前二丁目一七番地一五

限定期承認者 齋藤 節子

限定期承認公告

本籍東京都千代田区内神田一丁目一一番地

三、最後の住所東京都千代田区神田一丁目

一六番一川井大和余館五階

被相続人 死 小島 藤司

上 論

ページ 段 行 論 正

(原稿誤り)

平成三十一年十月四日(専外第一百七十七号)公布総務省令第五十八号(電波法施行規則等の一部を改

(原稿誤り)

表中改正後欄 終りから 一一

別表第九号の二

別表第九号の二

別表第九号の二

別表第九号の二

右被相続人は、平成三十一年九月二十日死亡し、その相続人は平成三十一年十一月十一日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成三十一年十一月十九日

東京都千代田区神田司町一丁目八番地四

赤坂屋ビル八階

あゆみ法律事務所 弁護士 森田憲右派付

相続財産管理人 小島 美穂

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十一年十一月三十日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少するのとを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十一年十一月十九日

熊本県熊本市東区川島五丁目五番五号

田越協同組合

代表理事 吉角 友里

訂正公告

平成三十一年十一月二十日(専外第一五五号)掲

載の第二十五回決算公告(母組)中、「かね当期純利潤」(60,278)、「(254,955)」の記述に

つてお詫び申します。

平成三十一年十一月十九日

福岡市博多区上川端町一三一―一五

トヨハムホールディングス株式会社

代表取締役 原田 愛

上 論

ページ 段 行 論 正

(原稿誤り)

平成三十一年十一月二十日(専外第一五五号)総務省令第五十五号(電波法施行規則第七条第五項の規定に基づく特定実験試験局について使用可能な周波数の範囲等を定める性の一部を改正する件)

表中改正後欄 終りから 一一

別表第九号の二

別表第九号の二

別表第九号の二

別表第九号の二

ハ○ペーク改正後欄中終りから 一〇に亘る次のように記す。
 (2) [略]
 (3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつてある相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
 回ペーク改正後欄中終りから 一〇に亘る次のように記す。
 (3) [同左]
 (4) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつてある相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

中		セイサガタ	規定期がある無線局	規定期の適用がある無線局
一〇四	一九五	七	一五衛星基幹放送局等	衛星基幹放送局等
"	"	"	□150MHz送受信機(AM)	□150MHz送受信機(AM)
"	"	"	表中改正後欄	表中改正後欄

八七
規定期がある無線局

規定期の適用がある無線局

一九六
八七
一九六ペーク改正後欄中終りから 一〇に亘る次のように記す。
 1 免許の申請の場合
 2 變更の申請又は届出を行なう場合
 3 再免許の申請の場合1 免許の申請の場合
 2 變更の申請又は届出を行なう場合
 3 再免許の申請の場合

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

1 (注) 2 3 4 5 6 (注) 予備免許中の変更を除く。

平成三十一年十一月二十日(専外第一五五号)総務省令第五十五号(電波法施行規則第七条第五項の規定に基づく特定実験試験局について使用可能な周波数の範囲等を定める性の一部を改正する件)

表中改正後欄 終りから 一

別表第九号の二

別表第九号の二